

安中市長あて

安中市高齢者等緊急情報配信サービス 登録申請書

私は携帯電話・スマートフォンを所持しておらず、災害発生時等の緊急情報の受信に制限があるため、注意事項(申請書裏面)について了承し、安中市高齢者等緊急情報配信サービスの利用登録を申請します。

申請日	令和 年 月 日		
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録内容変更 <input type="checkbox"/> 登録廃止		
申請者	フリガナ		
	氏名		
	住所	安中市	
	登録種別 ※電話かFAX、どちらかひとつを選択	<input type="checkbox"/> 電話 ※右の理由を選択	<input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上である)
		<input type="checkbox"/> FAX ※右の理由を選択	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている
登録番号 (電話・FAX)			
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている		
		<input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)で、防犯機能付電話機のため電話でのメッセージ受信ができない	

※下記代理人欄は、代理人が申請する場合のみ記入してください。

代理人	氏名		申請者との関係	
	連絡先			

----- 市役所使用欄 -----

受付印(受付課)	收受印(危機管理課)	説明書 交付		要件確認	
		登録者		確認者	
		登録日		確認日	
		行政区			
		備考			

(利用にあたっての注意事項)

1. 料金

登録料や電話・FAX 受信のための通信料は無料です。ただし、FAX 受信機のインク、用紙費用等は利用者で負担してください。

2. 利用できる電話機について

プッシュ式電話回線が利用可能であること(架電メッセージを聞き終えたら#ボタンを押す必要があります)。また、防犯電話機能が付加されている電話機は、メッセージが受信できない場合があります。

3. 発信時間帯

本サービスによる電話・FAX は夜間(深夜)にも配信される場合があります。

4. 発信番号について

電話・FAX は 0570-095-999 から発信しますので、事前に電話機や FAX に番号の登録をする等、受信できるようにしてください。なお、発信専用番号のため、折返しの電話をかけてもつながりません。

5. 登録の変更、廃止について

登録番号に変更があった場合や、対象者でなくなった場合(携帯電話・スマートフォンを所持し、緊急速報メール(エリアメール)を受信できるようになった等)は、新規登録と同様の方法で、変更、廃止の届出をしてください。

6. 登録の抹消

申請書記載の登録番号について、宛先不明等により複数回にわたり配信できなかった場合に、利用登録を抹消させていただくことがあります。

7. 本サービスの特性

本サービスは電話または FAX による配信であるため、回線の混雑状況や災害時の通信設備の被害状況により、遅延の発生や、発信ができない場合があります。

8. 個人情報の取扱い

申請書に記載された住所、氏名、電話番号または FAX 番号について、本サービスによる情報配信にのみ使用し、他の目的のために使用することはありません。

9. 免責事項

本サービスを利用することによって直接的、間接的または結果的に利用者が損害を被った場合でも、安中市は責任を負いません。

【申請書提出先・問合せ先】

申請書を持参する場合、安中市役所危機管理課または松井田支所総務管理課の窓口へ提出してください。

郵送、FAX、電子メールによる場合は、安中市役所危機管理課へご提出ください。

※問合せ及び窓口への提出は、土日・祝日を除く 8:30~17:15 までです。

担当部署 安中市役所危機管理課危機管理係

所在地 〒379-0192 安中市安中1-23-13

電話番号 027-382-1111 (内線 1135)

FAX 番号 027-329-6065

メールアドレス kikikanri@city.annaka.lg.jp